

令和5年度商業活性化推進事業 募集要領 (2次募集)

◎募集期間

第1次：令和5年4月18日(火)～6月5日(月)

第2次：令和5年6月28日(水)～7月14日(金)

※事業計画書提出後に事業内容についての審査を実施し、
後日採択結果を通知します。

◎問い合わせ先

公益財団法人石川県産業創出支援機構
コンサルティング事業部 経営支援課
〒920-8203
金沢市鞍月2丁目20番地 石川県地場産業振興センター新館
TEL：076-267-1244
Email：keiei@isico.or.jp

令和5年6月

公益財団法人 石川県産業創出支援機構

目 次

事業概要	1	頁
I 事業目的	2	頁
II 支援スキーム	2	頁
III 支援内容	2	頁
IV 応募手続き	7	頁
V 助成対象者の義務	9	頁
VI その他	9	頁
「暴力団排除に関する誓約事項」	10	頁

商業活性化推進事業の概要

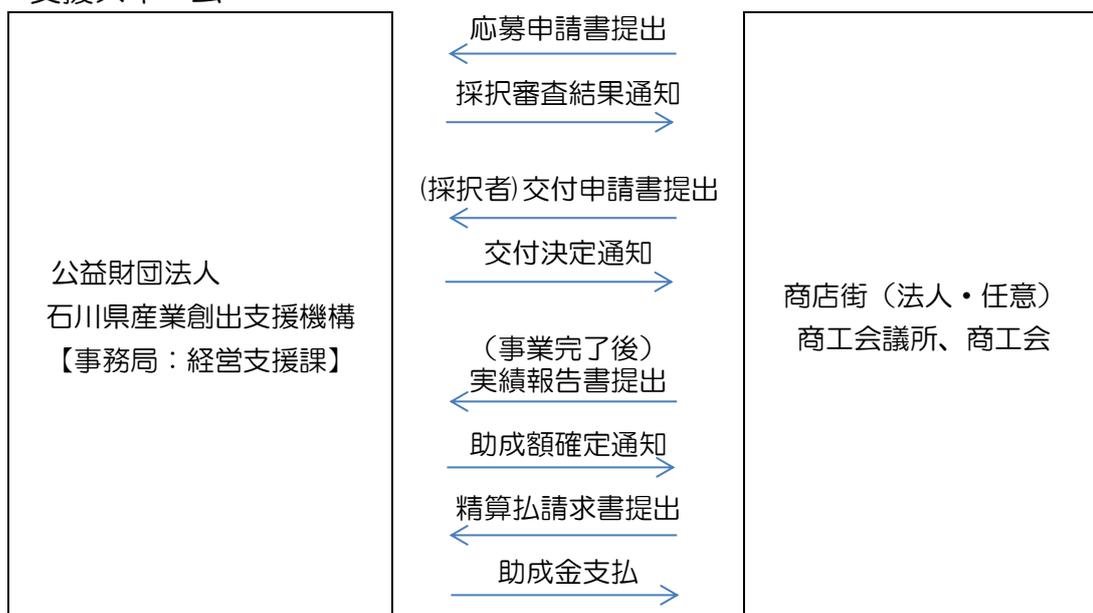
- 1) 目的
本事業は、地域商業の発展に対する取り組みに対して支援を行うことにより、商店街の活力向上及び商店街を中心とする地域交流の活性化を図ることを目的とします。
- 2) 対象事業者 商店街（法人、任意）、商工会議所、商工会
- 3) 対象事業
(ア) 計画策定・調査研究事業
(イ) 商店街等イベント事業
(ウ) 空き店舗対策事業
(エ) 人づくり支援事業
(オ) 地域コミュニティ事業
(カ) 魅力向上事業
事業(ア)～事業(カ)の単体事業での応募は対象外となります。
- 4) 助成率及び助成限度額
助成率 1/3 以内
助成限度額 100万円（複数の商店街が連携して行う場合 150万円）
※千円未満を切り捨てとし、市町の補助額かつ、事業者負担額のいずれか低い額を上限とします。
- 5) 実施期間 交付決定日 ～ 令和6年2月29日まで
※助成事業を終了したときは、その日から1か月以内又は、令和6年2月29日のいずれか早い日までに実績報告書を提出して下さい。
- 6) 応募方法 応募を希望する事業者は応募必要書類を事務局に提出して下さい。
- 7) 応募締め切り **1次募集**：令和5年6月5日（月）17時必着
2次募集：令和5年7月14日（金）17時必着
※締切日当日の消印は無効となります。
- 8) 事業の採択について
提出された事業計画書の内容について審査を実施し、採否を決定します。また、必要に応じて応募事業者に審査委員会へ出席いただき、プレゼンテーションによる審査を実施します。
※事業予算の範囲内で採択するため、応募事業者すべてが採択されるとは限りません。また、新規性の乏しい継続事業などは、対象となる助成額の減額あるいは助成対象外となる場合があります。

I 事業目的

商店街は、地域コミュニティの担い手として住民生活の維持にとって重要な役割を果たしていますが、大型店との競合や空き店舗の増加、後継者不足など商店街独自の課題、少子化や高齢化といった社会構造の変化など、商店街を取り巻く環境は厳しいものになっています。

本事業は、地域商業の活性化に対する取り組みに対して支援を行うことにより、商店街の活力向上及び商店街を中心とする地域の活性化を図ることを目的とします。

II 支援スキーム



III 支援内容

1. 助成対象者

- ・ 商店街（法人、任意）
※法人格のない任意の商店街組織については、定款や規約などにより代表者の定めがあり、財産の管理、会計書類作成等を適正に行うことができる者がいること。
- ・ 商工会議所、商工会
※「暴力団排除に関する誓約事項」に記載されている事項に該当する者は除く。

2. 助成対象者が満たすべき要件

- ・ 本事業に記載する事業内容は、全て市町からの支援が受けられること。
- ・ 助成対象者の運営が適切に行われており、管理運営体制が整備され、本事業の円滑な実施に支障が生ずる恐れがないこと。
- ・ 助成対象者が、本事業に係る市町の補助を受けていること。（補助事業を受けることが決定しているものを含む。）

3. 助成対象事業

空き店舗の増加や商店街を担う次世代の育成、賑わい創出といった商店街自身の課題解決に向けた取り組み（課題に対応したソフト事業）であり、商店街の活性化及び商店街を中心とする地域の活性化に向け、商店街が企画・立案した事業（事業(ア)から事業(カ)などを複数組み合わせた事業）を対象とします。

また、応募事業が当該商店街の継続事業である場合、何らかの新規性が認められるか、これまで実施しての反省点が明確であり、それを踏まえて改善等がなされていることが条件となります。

※新規性が乏しい継続事業は、対象となる助成額の減額あるいは助成対象外となる場合があります。日程の変更や景品の充実など、効果が一過性にとどまる軽微な事業内容の変更については、新規性のある事業として認められません。

(ア) 計画策定・調査研究事業

商店街の中長期的な構想等の策定や商店街の活性化に資する調査研究を行う事業
例：商店街等の活性化計画策定（中長期構想の策定）、地域住民の商店街に対するニーズ調査

(イ) 商店街等イベント事業

商店街等が実施するイベント事業（日を定めて行う行事や特別な催事）
例：学生や地域住民と共に企画立案し新たに実施する祭りや交流イベント、加盟店の集客・販路拡大を支援するイベント

(ウ) 空き店舗対策事業

商店街の空き店舗を改装し、新たに店舗等として立ち上げるための事業
例：商店街にある空き店舗を改装しチャレンジショップを誘致、加盟店や地域住民向けレンタルスペースとして活用

(エ) 人づくり支援事業

商店街、商工会議所、商工会等が、地域商業活性化活動を担う人材の発掘・育成を図る事業

例：青年部や女性部が事業の企画立案のために実施する研修、商店街が主催し他の地域住民団体と共同で実施する人材育成研修、加盟店向け経営セミナーの開催

(オ) 地域コミュニティ事業

子育てサービスや高齢者対応など多世代交流や地域福祉に貢献する事業
例：朝市や宅配サービスなどの買い物支援事業、子どもの一時預かり所の設置などの子育て支援、地域防犯運動、地域住民同士の交流スペースを整備（簡易ベンチ設置など）

(カ) 魅力向上事業

商店街等が持つ独自の強みや魅力を発掘・活用し、魅力向上に取り組む事業

例：各個店が自分たちの持つ知識や商品を生かし顧客や地域住民を対象とした講座を実施（まちゼミ）、地域の歴史や街並みを活かした「まち歩きマップ」の制作、ホームページの多言語化や指さしシート作成による外国人観光客対応事業、地域資源を活用したイメージアップや販売促進事業、緑化などの環境活動

注）参加料等を徴収する取組みは収益事業とみなし、助成対象外となります。

4. 助成対象経費

以下の経費のうち、助成対象事業を実施するために必要な経費であって、適正かつ効率的に計上されているものが対象となります。なお、計上された経費の妥当性を確認するため、原則、見積書、納品書、請求書、領収書等を整備し、併せて提出してください。

謝金、旅費、会議費、会場借料、会場整備費、資料作成・購入費、印刷製本費、通信運搬費、広告宣伝費、保険料、消耗品費、機器借上料、備品費、内装工事費、家賃、水道光熱費、雑役務費、委託費 等

注）参加者に対し無償提供する物品・サービス（来場者に配布する粗品、ふるまい鍋の材料費など）に関する経費は助成対象経費とします。経費項目は広告宣伝費あるいは消耗品費としてください。制限事項として①不特定多数の参加者に対し無償提供を目的とする、②物品・サービス単価は安価なものとし、社会通念上高額と認められる経費は助成対象外経費とする、③積算時の提供予定数は事業規模や予想参加者数（継続事業であれば過去の実績を参考とする）を考慮し適切な範囲とする、④交付申請時に積算根拠を明確にする、を設けますので経費計上の際はご注意ください。

注）銀行振込手数料は助成対象経費となりますので、振込する経費項目への加算が可能です。

注）支払は銀行振込を原則とし、支払の事実を証明できるもの（銀行振込受領書等）を保管・整理してください。また、経理処理等の都合上、現金で支払を行う場合にも、銀行振込同様、支払の事実を証明する資料を保管・整理してください。
※クレジットカードや電子マネーでの支払いは口座引き落とし確認が不明確となる場合がありますので、本事業では使用は控えてください。

注）領収書・レシート等につきましては、購入内容を明記した請求内訳書や納品書等も保管・整理してください。

※助成対象外となる経費（例）

飲食費（材料含む。）、高額な記念品や粗品代、イベント会場等における売り出し品等の経費、商店街関係者（構成員、従業員、家族等）に支払う経費、屋台等における金魚すくいや輪投げ等のゲーム経費、交付決定前に発注、支出した経費や令和6年2月29日を超えて支出した経費

注) 助成事業において、助成対象経費の中に助成事業者自身の利益が含まれることは、助成金交付の目的上ふさわしくないと考えられます。このため、商店街関係者（構成員、従業員、家族等含む）に支払う経費において、社会通念上、支払いに相当する事由のないもの（加盟店に対する利益供与を目的とした支払い、一般的に活動の対価を求めない立場の者（商店街関係者）に対する支払いなど）は助成対象外経費となります。

注) 物品販売や飲食販売など商品・サービスを提供し対価を得る活動に用いられる商品・景品・資材等の仕入経費は助成対象外経費となります。

5. 助成率

1/3 以内

6. 助成額

上限額：100万円（複数の商店街が共同で実施する場合は150万円）

※千円未満を切り捨てとし、市町の補助額かつ、事業者負担額のいずれか低い額を上限とする。

経費項目一覧

経費項目	支出範囲
謝金	事業を行うために必要な専門家等に対する謝金 例：講習会の講師、検討委員会に招へいした大学教授等の専門家、イベント出演者に対する謝金 ※商店街関係者（構成員、従業員、家族等）への支払は対象外
旅費	事業を行うために必要な専門家等に対する旅費 例：招へいした講師や専門家への交通費（実費相当額） ※商店街関係者（構成員、従業員、家族等）への支払は対象外
会議費	事業を行うために必要な会議に要するお茶代 ※弁当代、食事代は対象外
会場借料	会場使用料や会議室使用料など（商店街関係者が保有する会場使用を除く）
会場整備費	会場設営費（電気、看板、装飾、音響設備等に係る工事費及びレンタル料）、会場警備費、イルミネーション、イベント時の会場内装飾（着ぐるみや衣装などは除く）、撤去に係る経費、道路占有許可手数料など
資料作成・購入費	事業を行うために必要な資料購入費 例：調査等を実施する際の参考となる図書を購入
印刷製本費	外部業者に支払う印刷代、資料等のコピー代など（広告宣伝に該当するものは除く） ※コピー代は、積算根拠（規格、単価、枚数）を明記にすること
通信運搬費	事業を行うために必要な通信費、運搬費（宅急便代等）
広告宣伝費	チラシ、ポスター、新聞折込広告、情報誌等広告掲載、テレビ・ラジオCMなど ※事業に関する情報発信を目的とし、主に事業実施前に配布・使用するもの
消耗品費	事業を行うために必要な事務用品、消耗品等（当該事業のみで使用されるもの）
保険料	事業を行うために必要なイベント保険料（イベント等開催日のみ対象）
借上料	事業を行うために必要なパソコンなどの機器のレンタル又はリース料 ※会場借料・会場整備費に該当するものを除く
備品費	事業を行うために必要な備品で、借上げが不可能なもの（単価目安 10 万円以下） ※この事業のみに使用され、その性質及び形状を変えず比較的長期間の使用に耐えるものをいう。計上を検討する際は、事前に事務局へ相談して下さい。
内装工事費	壁紙の張り替えなど、空き店舗を利用するために必要な軽微な修繕に係る経費 ※計上を検討する際は、事前に事務局へ相談して下さい。
家賃	空き店舗を利用した事業を実施する期間に係る家賃 ※この事業に係る期間のみ対象
水道光熱費	事業を行うために係った水道光熱費及び燃料費 ※商店街関係者が保有する店舗や事務所などへの対価は対象外
雑役務費	事業の執行のために必要な臨時のアルバイトに支払う賃金 ※商店街関係者（構成員、従業員、家族等）への支払は対象外
委託費	調査等専門的な知見を必要とする作業を他の事業者に行わせるために必要な経費 ※委託契約等を交わし委託先からは実績報告等を提出させること

IV 応募手続き

1. 応募書類及び添付資料

応募書類

- ① チェックリスト
- ② 商業活性化推進事業応募申請書
- ③ 申請者の概要①（別紙1）
- ④ 申請者の概要②（別紙2）
- ⑤ 事業計画①（別紙3）
- ⑥ 事業計画②（別紙4）
- ⑦ 収支予算（別紙5）
- ⑧ 収支明細（別紙6）

添付書類

- ① 直近の決算書類
- ② 役員名簿
- ③ 構成員名簿
- ④ 市町からの補助に関する書類
※交付決定通知など市町からの補助を受けられることが分かるもの
- ⑤ 商店街のパンフレットや地図、応募事業に関する資料

上記に記載している応募書類はA4判片面印刷し、事務局まで1部提出すること。
ただし、商店街のパンフレットについては、A4判以外の大きさでも可とする。

<提出にあたっての留意事項>

- 応募要件を満たしていないもの、書類に不備のあるものは、原則、受付しませんのでご注意ください。
- 経費明細については、見積書を取得するか、昨年実績（請求書等）を根拠に作成して下さい。積算根拠に使用したエビデンスの写しを添付してください。
- 応募書類等は返却いたしません。
- 応募書類及び添付書類以外にも審査にあたり、必要な書類の提出を求められることがあります。

<応募書類等提出先>

- 応募書類等の提出は、下記まで直接持参するか、郵送にて提出してください。

〒920-8203

石川県金沢市鞍月2丁目20番地 石川県地場産業振興センター新館

公益財団法人石川県産業創出支援機構 コンサルティング事業部 経営支援課

2. 応募締切日

1次募集：令和5年6月5日（月）17時必着

2次募集：令和5年7月14日（金）17時必着

注）応募締切日までに提出先に到着するように提出してください。
郵送される場合は、応募締切日当日の消印は無効となります。
メール及びFAXでの提出は受け付けませんのでご注意ください。

3. 審査

提出された書類に基づいて、石川県商業活性化審議委員会において審査を行います。
（提出する書類については記載漏れ等がないように十分注意してください。）
また、必要に応じて応募事業者に審査委員会へ出席いただき、プレゼンテーションによる審査を実施します。

<審査のポイント>

- ① 助成金交付先としての適性（事業を適正に実施できるか等）
 - ・組織形態、定款等・代表者の有無、財産管理等が適正に行えるか
- ② 商店街の主体的な関与
 - ・商店街が主体的に行う計画となっているか、委託費の比率等は適正なものであるか
- ③ 対象事業となっているか
 - ・事業計画が単独事業となっていないか、商店街の宣伝等が主となるような事業構成となっていないか
- ④ 課題を的確にとらえ、目標設定が妥当な事業となっているか
 - ・商店街自身が抱えている課題を明確にし、その課題解消に向けた目標設定等となっているか
- ⑤ 事業効果の継続性
 - ・助成終了後も効果を維持するための工夫があるか、助成金がなくても事業を継続できるか
- ⑥ 事業規模及び経費の妥当性
 - ・事業規模、工程等が妥当な計画であるか、要する経費の見積もり等は効率的かつ妥当であるか
- ⑦ 継続事業における新規性
 - ・応募事業が当該商店街の継続事業である場合、何らかの新規性が認められるか、これまで実施しての反省点が明確であり、応募事業については、その反省点を踏まえ、改善等がなされているか
 - ・新規性が乏しい継続事業は、対象となる助成額の減額あるいは助成対象外となる場合があります。日程の変更や景品の充実など、効果が一過性にとどまる軽微な事業内容の変更については、新規性のある事業として認められません。

4 審査結果の通知

- 審査結果については、後日、応募申請者へ文書にて通知します。
- 採択の通知は、あくまでも助成対象候補として選定されたこととお知らせするものであり、正式な交付決定ではありません。採択通知の後に、助成金交付申請書を提出し、助成金の交付決定を受ける必要があります。

V 助成対象者の義務

本事業の交付決定を受けた者は、以下の条件を守らなければなりません。

- 募集要領、助成金交付要領等に留意し、適正に事業を実施しなければなりません。
- 採択された助成事業について、やむを得ず経費の配分もしくは内容を変更しようとする場合又は中止もしくは廃止する場合は、事前に ISICO の承認を得なければなりません。
- 助成事業を終了したときは、交付申請書の事業実施時期に記載した完了予定日以前か同日かつ事業が終了した日から1か月以内又は令和6年2月29日のいずれか早い日までに実績報告書を提出しなければなりません。(事業終了とは、応募申請書に記載した事業が終了した日)
- 助成事業を行うに当たっては、収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、事業終了後5年間保存するとともに、助成事業に関係する調査に協力しなければなりません。
- 事業を実施するにあたって、個別法令等の許可等が必要な場合には、当該許可を得ることが前提となります。
- 市町からの補助があることが前提となっているため、交付申請時には、「補助金交付決定通知書」の写し、実績報告時には「補助金の額の確定通知書」の写しを添付してください。

VI その他

- 助成金の支払いについては、原則、実績報告書の提出を受け、助成金額の確定後の精算払となります。概算払の必要がある場合は、事務局と協議のうえ、請求書を提出し、認められた場合にのみ、概算払を実施します。
※ただし、原則、交付決定額の80%が限度となります。
- 助成事業の進捗状況確認のため、事務局等が報告書の提出又は実地検査に入ることがあります。
- 助成事業終了後の助成金額確定にあたり、証拠書類の確認ができない場合や交付要領等に照らして助成できない場合については、当該経費は助成対象外となります。
- 助成対象者が他の用途への無断流用、虚偽報告などの行為をした場合には、助成金の交付取消・返還等を行うことがあります。

- 採択された場合でも、予算の都合等により要望金額が減額される場合があります。

暴力団排除に関する誓約事項

当団体は、本事業の応募申請をするに当たって、また、助成事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき